

## 令和6年度 南砺ジュニアスポーツクラブ等活動体制整備事業について

南砺市教育委員会  
生涯学習スポーツ課

### 1. 事業の趣旨・目的

- (1) 中学校部活動の拠点校化・地域移行を見据え、小学校段階からスポーツ等により質の高い指導等が提供できるなどの体制づくり、環境づくりに向けて、地域や各種団体、学校部活動と連携して、地域指導者による定期・継続的な指導体制の整備や資質向上を図る。
- (2) 活動について、下記の心構えを守り子どもらの健全育成を図る。
  - ①過度な勝利至上主義に陥らないようにする。
  - ②週の練習日は3日以内とする。土日のいずれかは休養日にする。
  - ③翌日に学校がある場合は、疲れが残らないようにする。
  - ④1回の練習時間は、子どもの体力に十分配慮し、途中で休憩時間を設ける。
  - ⑤指導者は指導力を高めるために、研修会等に積極的に参加する。

### 2. 委託期間

- (1) 令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 3. 対象組織団体

下記に該当するもので、事業の申込書(様式-1)を提出した団体

- (1) 南砺市スポーツ少年団登録団体(以下、「登録団」)
- (2) 南砺市体育協会登録種目競技団体に所属するジュニアクラブ
- (3) 南砺市文化協会登録団体に所属するジュニアクラブ
- (4) 中学校部活動の拠点校化・地域移行に関係する種目のジュニアクラブで教育委員会が持続可能な活動と認めるもの

※事業申請時には申込書の他に、様式-2 認定基準確約書、様式-3 南砺ジュニアスポーツクラブ等団体概要、様式-4 南砺ジュニアスポーツ等団体指導者登録申請書、様式-5 南砺ジュニアスポーツ等団体 登録選手を提出する。

### 4. 活動内容

- (1) 標準として 1週間のうち、休日1回まで、平日2回まで、年間を通して活動する。(週の練習日は3日以内とする。土日のいずれかは休養日にする)  
活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。

### 5. 指導者

- (1) 団体等は南砺ジュニアスポーツ等団体指導者登録申請書(10名以内)様式-

#### 4を提出する。

※県登録(スポーツ少年団の場合)以外の指導者もOKとする。但し、保険等は必ず加入する。

- (2) 子どもたちの人間性を育むことをねらいとし、勝利至上主義的な指導に陥らないよう注意する。
- (3) 指導者は複数可とする。中学校の部活動指導員やスポーツエキスパート、地域クラブ指導者と兼任も可とする。(同時間での謝金支払いは不可)
- (4) 指導者は競技団体に所属するものとする。

#### 6. 事故等の責任の所在

- (1) 団体の活動中は、事故・怪我が発生した場合は、各団体が責任を負う。
- (2) 団体の活動中の事故・怪我については、指導者及び子どもたちは、安全保険等に加入する。各団体等で保険管理を行う。

#### 7. 指導者研修

- (1) 団体の活動の指導者の任用は、子どもたちを対象として、体力・競技力向上等に資するように適切な指導が行える人材が望ましい。なお、団体の指導者は、中学校の部活動ガイドライン等を参考に、スポーツ少年団及び中学校の部活動指導員等と同様の研修を受けなければならない。
- (2) 団体は、2名以上の有資格者が指導を行うのが望ましい。(スポーツ少年団は2名以上の有資格者を登録する)

#### 8. 経費

(1) 指導者謝金については、南砺市体育協会、南砺市スポーツ少年団等から団体に支払う。

①指導者謝金(平日・休日とも) 1回1,000円×2人分まで。

②回数等は、4.の活動内容(3回)に基づく。

③入団説明会等は、謝金に含めません。

#### (2) 謝金の支払い方法

①指導日誌を総括コーディネーターに提出する。

②指導日誌を総括コーディネーターで確認した後、市体育協会、南砺市スポーツ少年団等から各団体の口座に支払う。原則20日支払いとする。

市教委からは、南砺市体育協会等何回か分けて体育協会の口座に支払う。

③団体の基準に基づき、謝金を指導者に支払ってください。

※謝金については、翌月までに支払い、指導者から領収書等を受け取る。

団体が保護者から集金した会費を謝金に充てることも可。ただし、謝金は謝金以外の用途には使えません。団体が支払った謝金については、支払調書(1年間分)の発行が必要です。給与所得者の場合、給与以外の所得が200,000円以下の方は確定申告が不要です。

※指導日誌については、9. 指導日誌提出で説明する。

### (3) 会場使用料

#### ①会場使用料支払い方法

- ・南砺市スポーツ少年団については、従来通り各会場管理者から少年団事務局に請求してもらい支払う。それ以外の団体については、各会場管理者等から南砺ジュニアスポーツクラブ等活動体制整備事業として、市教委へ請求等してもらおうよう、団体は各会場管理者等に依頼する。

### (4) 指導者保険料

#### ①団体が指導の傷害保険としてスポーツ安全保険等に加入する。

(参考として、保険料は64歳以下1,850円、65歳以上1,200円)

#### ②スポーツ少年団は、従来通り加入する。

### (5) コーディネーター費 (事務局運営等労務謝金)

#### ① 1週1,000円×1人分まで

#### ②コーディネーター (事務局運営担当者) を一人決める。

#### ③団体において謝金や保険、団体の指導者名簿、指導日誌提出等の管理をする他、経費支払いのための団体の口座開設等すべて管理する。

### (6) コーディネーター費支払方法

#### ①団体は、指導者登録申請書や振込口座登録依頼書、指導日誌を、市スポーツ少年団事務局等の総括コーディネーターに提出する。(指導者登録申請書・振込口座登録依頼書・指導日誌については、電子データでの提出も可)

※1週とは、月曜日から日曜日とする。週が月をまたぐときは、日曜日が属する月に支払う。

#### ②指導日誌を総括コーディネーターで確認した後、市体育協会、南砺市スポーツ少年団等から各団体の口座に支払う。原則20日支払いとする。

#### ③団体の基準に基づき、謝金をコーディネーターに支払ってください。

※謝金については、翌月までに支払い、指導者から領収書等を受け取る。

団体が保護者から集金した会費を謝金に充てることも可。ただし、謝金は謝金以外の用途には使えません。団体が支払った謝金については、支払調書(1年間分)の発行が必要です。給与所得者の場合、給与以外の所得が200,000円以下の方は確定申告が不要です。

### (7) 総括コーディネーター費

#### ① 1ヶ月 1,000円×団体数

#### ②総括コーディネーターを市スポーツ少年団及び市体育協会等に置く。

#### ③指導者に対して、指導者講習会や指導助言を行う。

#### ④団体から提出される指導日誌を確認し、毎月8日までに市スポーツ少年団・市体育協会等に提出する。それを基に市スポーツ少年団・市体育協会等で指導者謝金やコーディネーター費を団体に支払う。

⑤指導日誌が提出された団体数に対して、総括コーディネーター費を市教委が市スポーツ少年団・市体育協会等に支払う。

⑥市スポーツ少年団・市体育協会等で謝金を総括コーディネーターに支払う。

※謝金については、翌日までに支払い、指導者に領収書等を受け取る。

謝金は謝金以外の用途には使えません。市スポーツ少年団・市体育協会等が支払った謝金については、支払調書(1年間分)の発行が必要です。給与所得者の場合、給与以外の所得が 200,000 円以下の方は確定申告が不要です。

## 9. 指導日誌 様式-6

(1) 団体は、指導回数と指導者を明記した指導日誌を総括コーディネーターに提出する。毎月3日までに市スポーツ少年団・市体育協会等に提出する。

## 10. その他

(1) 今回、申込みした団体は、申し込み名と同じ通帳口座を作成する。

(2) 申込した団体は、税務署に登録申請を行う。

(3) 各指導者及びコーディネーターへの謝金支払いは、市体育協会、南砺市スポーツ少年団等から各団体の口座に支払う。団体は団体の基準に基づき、謝金を指導者に支払ってください。その時は、謝金の 10.21%分を登録申請を行った税務署に納付をしてください。

《スポーツ少年団等加盟団体》

